

令和3年6月17日
資料提供
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 岡本雅・道・藤戸・平田
073-441-2275

## 「県民の皆様へのお願い」の変更について

6月20日をもって、「緊急事態措置」を実施すべき区域から除外される地域があるため、県民の皆様へのお願いを変更しました。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願い致します。

◆変更前	◆変更後
【県民の皆様へのお願い（6月10日）】	【県民の皆様へのお願い（6月17日）】
・ 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない	・ <u>感染力が強いとされる変異株の感染を避けるためにも、「まん延防止等重点措置区域」等での会食や接待を伴った飲食をしない</u>
・ 家族以外とのカラオケを控える	・ <u>カラオケについては、十分な感染症対策を</u>
・ カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える	・ <u>多くの人が集まるイベントは、感染防止対策を徹底する</u>
・ 感染防止策が徹底されないイベントの開催の延期・自粛 大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は延期・自粛	
・ 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県への不要不急の外出を控える 期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間	・ 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県への不要不急の外出を控える 期間：政府対策本部が「 <u>まん延防止等重点措置を実施すべき区域</u> 」等を指定している期間（ <u>岐阜県、三重県、岡山県及び広島県については、6月20日まで</u> ）
・ 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診	・ 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診 <u>家族に発熱があれば、出勤を控える</u>
・ 医療・福祉施設等の職員は家族以外との会食を控える	<削除>
・ 学校の部活動の制限について  県外の学校との練習試合等は禁止 それ以外は、感染防止対策を十分に講じた上で活動	・ 学校の部活動の制限について <u>（令和3年6月21日から）</u> <u>まん延防止等重点措置区域等</u> の学校との練習試合等は禁止 それ以外は、感染防止対策を十分に講じた上で活動